倶利迦羅長楽寺文書

調査に至るまでの経緯

1

本稿は、加賀と越中の国境に位置する倶利迦羅長楽寺および手向神社のかない。 大きに伝わった古文書は、長楽寺最後の住持で手向神社の神職に転じた 神幡町)として長楽寺の旧跡地に再興され、今日に至っている。不動 神幡町)として長楽寺の旧跡地に再興され、今日に至っている。不動 神幡町)として長楽寺の旧跡地に再興され、今日に至っている。不動 神幡町)として長楽寺の旧跡地に再興され、今日に至っている。長楽 社に関する古文書は、長楽寺文書)を紹介するものである。長楽 社に関する古文書は、長楽寺支書)を紹介するものである。長楽 社に関する古文書は、長楽寺文書)を紹介するものである。長楽 社に関する古文書は、長楽寺文書)を紹介するものである。長楽 社に関する古文書は、長楽寺文書)を紹介するものである。長楽



御印筥

紹介がなされている。いくつかの古文書の裏には鉛筆で番号が記され

長楽寺文書については、すでに浅香年木氏や高山精一氏らによって(3) (4)

塩 崎 久 代



見つかった長楽寺文書

古文書は長らく所在不明となっていた。ち一三点が本堂向かいの建物で展示されていたが、この一三点を除くな古文書目録は作成・公開されてこなかった。また、長楽寺文書のうているので、仮目録のようなものが存在したのかもしれないが、正式

になった。 (a) (b) (b) (c) (c) (c) された木箱から古文書を発見され、展示されていた古文書の他にも多数の古文書があることが判明した。長楽寺文書を後世に伝え、広く活数の古文書があることが判明した。長楽寺文書を後世に伝え、広く活め、ご住職より許可をいただき、目録作成のための調査をすることため、ご住職より許可をいただき、目録作成のための調査をすることため、ご住職より許可をいただき、目録作成のための調査をすることになった。

明王院と長楽寺

古文書の紹介に入る前に、長楽寺の歴史を概観する。古代の長楽寺については、長楽寺の由緒・縁起に拠るほかない。軍記『源平盛衰記』 加羅龍王を本尊とする不動信仰で、縁起によると倶利迦羅龍王は砺波 山(倶利伽羅峠)の通行人に災いをなす魔物を退治する強い力を持つ 山(倶利伽羅峠)の通行人に災いをなす魔物を退治する強い力を持つ と信じられてきた。

しないが、長楽寺住持は明王院の院主職を兼帯していたという。 きと結びつき、権益の確保につとめた。この頃、倶利迦羅龍王を本尊 とする宗教組織として「長楽寺」と「明王院」とが同時代史料に見え とする宗教組織として「長楽寺」と「明王院」とが同時代史料に見え とする宗教組織として「長楽寺」と「明王院」とが同時代史料に見え をするようになると本願

ようになったといえよう。 (22) りとりを行うことが義務付けられた。 である。三代利常の発給文書の宛所は早い段階では「倶利迦羅明王院」、 主前田家の二代利長の発給文書の宛所は「明王院」・「くりから明王院 されるにしたがって、 を下達され、 真言宗寺院として宝幢寺の触下寺院となり、 て支配する触頭 の文書は確認できない。 しだいに「(倶利迦羅)長楽寺」となり、 そこで、近世文書の宛所を年代順に並べて検討してみると、加賀藩 開帳や後住を願い出る際にも触頭寺院を通じて文書のや -触下制をとった。長楽寺は藩の祈祷所ではあったが、 「明王院」ではなく「長楽寺」として把握される 加賀藩では寺院の宗派ごとに触頭寺院を通じ このように藩の寺院行政が整備 近世中期以降の 触頭寺院を通じて藩の触 「明王院」宛

3. 長楽寺文書の概要

木製の制札、祈祷札、仏像、仏画、扁額類、昭和・平成期に不動寺に不動寺所蔵の文化財としては、「源頼朝下文」(津幡市指定文化財)や(3)

重要な情報を含んでいる。

重要な情報を含んでいる。

「当)
「は)
を収載した。なお、高山精一様の近世文書のみ(一部、明治期含む)を収載した。なお、高山精一様の近世文書のみ(一部、明治期含む)を収載した。なお、高山精一様の近世文書のみ(一部、明治期含む)を収載した。なお、高山精一様の近世文書のみ(一部、明治期含む)を収載した。なお、高山精一様の近世文書のみ(一部、明治期含む)を収載した。なお、高山精一様の近世文書のみ(「当)

い な い。 ご ため、 箱に 係の文書が含まれていること、参詣者を集めるべく開帳を行ってい 関わる文書がもっと多く存在したはずであるが、 といった宗教関係文書や歴代住職の系譜や寺伝といった寺院の歴史に 藩主前田家に関わるものである。寺院文書であれば、 明治期の土地関係文書が二点と棟札銘文の写一点が含まれている。 院行政・開帳関係の文書が一八点、(4)街道関係の文書が一一点、(5) 七点、(2)将軍家および藩主家の祈祷関係の文書が二四点、 長楽寺文書は合計八三点で、(1)藩主・重臣、 「御印筥」と記されていることからもわかるように、大半が加 開帳に関する記録が多いことも本文書の特徴に挙げられる。 また、浅香氏が指摘されているように、 立地の関係で街道 不動寺には現存して 寺領関係の文書が二 経典類や過去帳 3 寺

内容を見ていく(史料名の下に示したMは目録の史料番号)。 以下、(1)~(5)の項目ごとに主な文書を示しながらしながら、

1 藩主・重臣、 寺領関係

(a) 加賀藩主前田家との 関係

> 年 陣

代的には江戸時代前期(一七世紀)に偏った残り方をしている。 が四点確認できる。この三人以外の藩主の発給文書は確認できず、 進状が一二点、五代綱紀からの祈祷や火事見舞いの礼状といったもの 6 の年頭・歳暮の祝儀の礼状が五点、三代利常からの祈祷の礼状や寄 長楽寺と加賀藩主前田家との関係を示す文書としては、二代利長か 年

れるようになったとした。一方、先に紹介した俵屋文書のうち「倶利なり、加賀と越中の国境にある長楽寺=手向神社が前田家に重要視さ 往来の御用をつとめたことにより、 提出した俵屋の由緒 長の富山隠居 府の成立により江戸へ赴く機会が増え、 あったため、金沢の東側はあまり重要視されていなかったが、江戸幕 書が残っていないことについて、 五)越中に出陣した際、俵屋の先祖が道筋掃除や道案内、水の供出 近世の長楽寺の由緒によれば、 加賀藩主前田家の祈祷所となったという。加賀藩祖前田利家の文(ロ) の俵屋久兵衛が元禄三年 (一六九〇) (後に高岡へ移る) により金沢 (写) には、 大納言様=利家が天正一三年 浅香氏は利家の頃には政権が上方に 長楽寺は二代利長の崇敬を受けて以 諸役免許と街道筋に居住する特権 慶長一〇年(一六〇五) ―高岡間の往来が盛んに に藩の「御奉行所」に <u>二</u> 五 の利

南谷に居住して「十ヵ村十村役」 安政四年 (一八五七) の願書によれば、 を勤めていたところ、 俵屋久兵衛の先祖 利家の越中出

を得たことが記されている

ようになるのは利長の頃からといえるが、 されたことは、こうした俵家の由緒と関係していると考えられる。 系とされているので、元和五年 (一六一九)、秀雅の代に長楽寺が復興 地位にあったということであろう。俵家は長楽寺中興の祖・秀雅の家 田家とのつながりは天正年間、 の由緒の内容をふまえると、長楽寺が藩の祈祷所となり保護を受ける -間には十村制度は成立していないが、 (佐々攻め) の際に案内役となったことなどが記されている。 利家の代に遡ることになる。 後の十村に相当する村役人の 近世の長楽寺住持の家と前

[史料1]前田利長黒印状 No.

(墨引) くりから明王院

肥

札巻数并柿一折 間迄御入来候由、

為年頭之祝儀、

廣

候、 恐々謹言

給之候、

尤以歓悦

正月六日 利長 (黒印

(印文「長盛」)

[史料2] 前田利長書状 No. 3

(墨引) くりから明王院 肥

札并串柿五把給之候、 為歳暮之祝儀御

期来信候、 恐々謹言 誠以大慶此事候、

猶

十二月十五 日 利長 (花押)

|史料3] 前田利長書状

No. 5

「(墨引) 明王院(端裏ウハ書) 肥前守」

の晩年に出された書状であると考えられる。

前守点栗柄村之儀

不動尊〈寄進有之旨

就者是迄被相越昆布 書付之通令披見候

折 一荷給之候、

至候、 恐々謹言、

> 極月廿五日 利長

(花押)

年 (一六〇五) に祈祷の巻数と柿一折を持参したことに対する礼状である。 は、 に利長は家督を利常に譲り富山城へ移ったが、 明王院が城の広間まで年頭の挨拶に訪れ、 利長のため 慶長一〇 同四四

去しているので、使用されている花押から判断しても、いずれも利長長は翌一五年三月頃から発病し、同一九年(一六一四)に高岡城で死 表した書状である。[史料1]・[史料2]の年代は特定できないが、利 (地鎮祭)を命じているようであるが、長楽寺文書の中に高岡城の築に移っている。高岡城を築城するにあたって、利長は明王院に「地祭」 年(一六〇九)三月に富山城が火災に遭ったため同年九月には高岡城 儀として明王院から祈祷札と串柿五把が贈られたことに対して謝意を 城に直接関係する文書は確認できない。[史料2] は、 利長が歳暮の祝

降のことである。 明王院が昆布一折を持参したことに対して礼を述べたものである。[史 続した後も長楽寺は利長に対して敬意を払い、 確認できるのは、 の祝儀を利長に贈っており、利常と長楽寺との間で同様のやりとりが 料1]・[史料2] が示すように、利長存命中には長楽寺は年頭・歳暮 [史料3] は利長が利常による明王院への「栗柄村」の寄進を確認し、 諱を利光から利常に改めた寛永六年(一六二九)以 利長は隠居して病を患っていたが、 保護を求めていたこと 利常が家督を相

がうかがえる。

加賀藩年寄衆連署奉書 No.

筑前守様御立願之條(前田利常) 高岳様就御不例為御祈念従

右於 二王堂一宇可有御建立事 不動堂一宇可有御建立事 御佛前撰吉日良辰被致

精誠、 御武運長久之可被抽懇祈旨 頓速有御本復、 御延命息災

御諚候、 被得其意、 勤行不可

怠慢之状、 如件

長拾六年

羽守

五月廿七日

奥村河内守

孝

(花押)

栄明

(花押)

長知 (花押)

寺において①至寺中殺生事、 裏面には「元和五年/加刕倶梨迦羅山中興開山秀雅(花押)/三月十 にはわずかに墨が残っている。 である。 飼牛馬事、 寄衆の本多政重・横山長知により発給された制札がある。これは長楽 における長楽寺復興の歴史を語る重要な史料である。この他、 築したもので、不動堂は現存していないが、 あったことなどがわかる。現在の本堂は卯辰山にあった忠魂祠堂を移 八日」と陰刻されている。これにより、不動堂が藩主利光(利常) ており、 えられる木製の扁額 武運長久の祈祷を怠慢なく行うよう明王院に命じたものである。 が藩主利常の不動堂・二王堂建立を立願し利長の病気平癒・延命息災 伽藍の復興は利常による兄利長の病気平癒祈願の一環として進められ 長楽寺の復興と藩の祈祷所化は二代利長の意思によって行われたが に現存する復興関係史料として、寛永一五年 一世安楽のために建立されたこと、 こうして、利長の晩年から藩主利常によって伽藍の復興が進められ 元和五年(一六一九)に不動堂が建立された際に掲げられたと考 [史料4] 表面には「不動堂御建立松平筑前守/利光公為二世安楽也」、 風雨にさらされた部分は墨がほとんど残っていないが、 ③号見物人於寺内狼藉事の三つを禁止する旨を命じたも は加賀藩年寄衆の横山長知・奥村栄明・篠原一孝の三名 (寸法は縦一三一 cm×横六六 cm×厚七 cm) ②境内立入山林伐採竹木之事、 復興の際の長楽寺住持が秀雅 この扁額も慶長・ (一六三九) に加賀藩年 附下刈 が残 元和期

主院

(銘文)

不動堂御建立松平筑前守

利光公為二世安楽也



不動堂扁額(表面)

怡悦事候、恐々

謹言

級海苔一箱到来 祝儀使僧#巻数

犬千代誕生為

肥前

十二月十七日 利常 (花押)

倶利加羅山

長楽寺

[史料6] 前田綱利書状

No. 21

悦之事候、謹言 早々飛脚怡

節、

清泰院殿死去之

加賀

[史料5]前田利常書状 No. 11

次に、三代利常の書状一点と五代綱紀の書状二点を紹介する。

十一月三日

綱利 (花押)

倶利迦羅

長楽寺

[史料7] 前田綱利書状 No. 22

今度火事為見廻

飛脚并黒海苔 一箱・干瓢一折

到来、意入候段、 令

祝着事候、 謹言

加賀

二月十三日 綱利 (花押)

倶利迦羅

の子で寛永二〇年(一六四三)一一月一六日に江戸で生まれた。[史料 祝儀が贈られてきたことに対する礼状である。 [史料5]は折紙の文書であるが、長楽寺から犬千代=綱紀の誕生の 綱紀は利常の嫡男光高

6] は五代綱紀の母で四代光高の正室清泰院が死去した際に長楽寺が

藩の江戸藩邸が焼失した際に長楽寺が見舞の飛脚を送ったことに対す 見舞の飛脚を送ったことに対する礼状、「史料7」は明暦の大火で加賀

ので、据えられた花押にもどこかたどたどしさが感じられるが、これ る礼状である。いずれの文書も綱紀が一四、 五歳の頃に発給されたも

らの文書から祈祷所である長楽寺が加賀藩主前田家に礼を尽くしてい

たことがうかがえる。

(b)長楽寺の領地

寄進状や御算用場覚書などを紹介しながら検討する。 次に、 近世の長楽寺の寺領がどのように設定されたのか、 現存する

[史料8]長楽寺不動堂領寄進状 No. 9

倶利迦羅不動堂領之事

五拾三石者

倶利迦羅村

同所

五石七斗者

山 手米 草高 抽丹精者也、依状如件 勤行無怠慢国家安全可被 右為堂領令寄附了、晝夜 [史料9] 前田利常社領寄進状 高合九拾五石八斗余 ※裏面の紙継目に朱印あり 参拾七石壱斗余 社領所付之事 元和七年 倶利迦羅 十二月廿一日 明王院 同所 No. 24 利光 (印) 検地出分 (印文「満」)

[史料10] 加賀藩御算用場覚書 25

草高

倶利迦羅村

覚

百拾壱石五斗八升八 前々ゟ之御寄附 貮拾石貮斗 免四つ貮歩五厘 同所寛保三年

免四つ貮歩五厘

検地出分同年

定之通夫銀口米共可有収納者也 右如先規令寄附候之条、 寛文参年十一月廿八日 百拾壱石五斗八升八合 定納四拾七石四斗貮升五合 免四つ貮歩五厘 倶利迦羅 河北郡 長楽寺 No. 倶利迦羅村

(印「満」)

定納五拾六石壱升 草高合百三拾壱石七斗八升八合

此 可有収納候、 右除山川竹木所 紙面可被相返候 (紙継目 追而 印: 以上 御印所附被下候刻 御定夫銀口米

癸亥 十月十日 御算用場

(印文「算用場」

倶利迦羅

和七年(一六二一)、利光(利常)は不動堂領とし ように利長の晩年から進められたが、現存する寄 長楽寺への寺領寄進は、すでに[史料3]で見た 玉

進状として最も古いものが

[史料8] である。

家安全の勤行を怠慢なく行うよう命じている。 て倶利迦羅村九五石八斗余を明王院に寄進し、

裏面に捺された朱印

の古文書の裏の紙継目には珍しい形の朱印が捺されている。

俵屋文書には藩権力と結びつく長楽寺と村人との対立の様子や、 で御印・所付は発給されなかった可能性がある。 ら返すようにとの指示が出されているが、現在長楽寺に残っているの 不動寺所蔵の寺領関係文書からは、 斗八升八合となっている。本文書には正式な御印と所付が発給された 領」に寛保三年(一七五四)の検地出分を加えて、草高は一三一石七 長楽寺に出した覚書で、すでに寛文三年の時点で寄進されていた められている。 [史料10] は享和三年(一八〇三)に藩の御算用場が 合の社領を長楽寺に寄進したものである。ここでは税率も免四つと定 [史料9] は寛文三年(一六六三)に倶利迦羅村一一一石五斗八升八 村の人々の生活は見えづらいが、 なお、今回紹介した 惣百

2

藩が五穀成就の祈祷を命じた際の文書などが残っている。ここでは の祈祷、 文書の残り方は均一ではなく、特定の案件に集中して残っている。 も多く含まれており、祈祷所としての性格をよく伝えている。ただし、 長楽寺文書の中には、将軍家や加賀藩主前田家の祈祷に関するもの 五代綱紀の娘豊姫の病気平癒の祈願、 の病気平癒祈祷、 といったものである。この他、 一四代慶寧の嫡男多慶若の兜・最花寄進状 十代重教の二男教千代 九代将軍徳川家重の厄年 (前 例

を命じられた際の文書一点を紹介する。 前田家の姫君の病気平癒祈祷に関する文書二点と御能拝見のため登城

史料11] 御豊様病気平癒祈祷に付書状 No. 28

御豊様頃日御不快付而

度候、 於其御山御祈祷仕 此旨勝手共后宜

被申候候間、 可申述旨、年寄女中小川 被撰吉日 追

付御懇祈頼入存候

恐惶不宣

渡部市兵衛

次宗 (花押)

九月七日

稲垣 八郎左衛門

(花押)

斎藤長兵衛

(花押)

安次

倶利加羅

長楽寺

御同宿御中

[史料12]御姫様祈祷札に付返書 No. 31

三年(一七一八)十月五日に死去している。

六八七)三月二六日に金沢で生まれ、藩臣前田孝資に嫁いだが、享保 癒祈祷を長楽寺に依頼した文書である。豊姫(梅窓院)は貞享四年(一 これは定番御馬廻御番頭の渡部市兵衛らが五代綱紀の娘豊姫の病気平(%)

御紙面致拝見候、

御姫様御容躰御快

御平生躰ニ罷為□□侯、 猶又

御符等申進候処、 則御調

可被 為持御指越、今一二日ゟ一五日迄 召上旨、且又御痛所御拭

御札茂罷上候、 先日之

承知、 御札者大川江流可申旨致 御書面之通、夫々

年寄女中江申達、御札等

右為御報如此御座候,

以上、

|月十二|日 福嶋武左衛門 (花押)

追而申進候、 御札入候箱等

何茂留置申候、

十五日差

遣候使之者江渡返進可申候

同時に御奥小将を勤めた後、御入国御供となり、元文二年(一七三七) これは姫君の病気平癒祈祷に関する福嶋武左衛門と長楽寺との一連 には七代宗辰の御附をつとめるなど、藩主の側近として仕えた人物で りとりの一部である。 (一七二四) に江戸表で六代吉徳の「御近辺」として江戸に詰め、 福嶋武左衛門満政は、 由緒帳によれば享保九

13 御能に付出府申付状 Ño. 33 うに長楽寺から細かい指示があったようで、

福嶋から年寄女中へ伝達 以前の札は大川へ流すよ

長楽寺の祈祷札で豊姫の痛所を拭い、

御能之義三付、 御奉行衆ゟ

御紙面被遣之、 御精進日指除候而、 此返事 日 付

十八日ニ御出府被成菊池

御調可被差越候

十六郎殿江御出可被及

可申談候、 御案内候、 以上

其節諸事

一月十六日

池田七兵衛 (花押)

近藤右内 (花押)

倶利迦羅

長楽寺

掲載していないが、 取次の近藤右内・池田七兵衛から長楽寺に対して金沢城で催される御(%) 拝見することもつとめの一つであった。[史料13] は寺社奉行支配方 藩の祈祷所となると、祈祷をするだけでなく金沢城に出仕して御能 現存しており、 能拝見の日程調整をするように命じたものである。 藩の祈祷所として幕末まで活動していたことがうか 不動寺には文久三年(一八六三)三月の祈祷札が なお、 本目録には

3 寺院行政 開

に関するもの、 -請に関するものがある。 長楽寺の寺院行政に関する文書として、長楽寺の由緒・ 触頭寺院を通じて行われた開帳願や後住願といった諸 なかでも、 長楽寺の由緒について述べた文 格式や領地

に関する書状各一点を紹介する。 寺社奉行が宝幢寺を通じて開帳を許可した際の申付状、 大坂出開

[史料 14]長楽寺再建に付願状

No. 52

以口上書申上候

倶利迦羅山中興御寺領之義者

微妙院様

瑞龍院様

御立願御成就三付、 堂社御建立

怠慢御武運長久国家安全 被 仰付、 弥有精誠勤行無

不動尊江御寄附被遊、一山自由三 御祈祷之御為三倶利迦羅村之義

拝領仕候、 然所御寺領之内明

一年手上高・手上免出来仕

其上御寺領之地寛文三年被

免高共二御公儀御蔵入二罷成候

御座候、 成下候御印之物二社領所付与

此儀共代々先師迷惑之

品二申傳置候、末代之什物二御

座候間、 拝領仕度奉存候、依之去年 如先規御寄附状

十一月廿三日委細以書付奉

時分堂社及大破、寺者夫 願候通二御座候、三代以前之住持

御修理之義御訴訟申上候処 以前大雪三而破却仕候三付

延寶五年二月廿日願之通

相残候故、其節之住持周傳代 仰付候、併寺之儀者御修覆

寺假屋三建置候、尤寺御修

覆之儀願上置候得共、数年 三

罷成、 唯今者弥以寺及零落候、 自分ニ修覆茂難仕

往還筋二御座候得者寺及大破候 倶利迦羅山之儀、古跡其上

不及自力、 迷惑三奉存候、尤時節柄 代々難儀仕候、 以

御慈悲寺建立仕度奉存候間

段々去年ゟ奉願候通、 如先規一山不残不動尊江 倶利迦羅村

可 御 寄附被 奉存候、 以上 仰付被下候者

寅

兀

月十七 紅迦羅

日 長楽寺

伊藤内膳様 本多主水様 山崎庄兵衛様

|史料 |藤内膳・本多主水・山崎庄兵衛の三名に宛てた寺院再建願である。 14 は、 享保一九年(一七三四)に長楽寺が加賀藩寺社奉行の

り堂舎を建立し、怠慢なく武運長久・国家安全の祈祷を行ってきた。 要約すると、「長楽寺は二代利長・三代利常・五代綱紀の立願成就によ 祈祷をつとめるために、倶利迦羅村は長楽寺が一山自由に拝領してき

たが、明暦二年(一六五六)の手上高・手上免により免・高ともに藩 の御蔵入となってしまった。その上、寺領の地については寛文三年(一

六六三)の御印物に社領所付と記載されており代々迷惑してきた。私(g) の三代前の住持の頃、 堂舎は大破、 寺はそれ以前に大雪でつぶれて破

却したので、訴訟を申し上げたところ、 通り修覆をしたが、 寺の方は壊れたままになった。 延宝五年 (一六七七) に願 修覆を願い出て

から数年が経つが、

自力では修覆できないので、とうとう零落してし

楽寺の寺領とすることで寺院の再建を果たそうとする長楽寺住持の意 ので、 以来の藩の祈祷所であるという由緒を持ち出し、 まった。 い。」という内容のものである。ここでは、二代利長に取り立てられて 倶利迦羅村は先規の通り一山残らず不動尊へ寄附していただきた 御慈悲による寺院建立を希望する。去年よりお願いしてきた通 倶利迦羅山は古跡であるとともに往還筋にあるため寺が大破 困っている。 時節柄自力での修覆が難しく代々難儀している 倶利迦羅村全てを長

_史料15] 倶利迦羅本尊開帳に付締方申付状 Ño. 53 図が読み取れる。

以上

御自分触下俱利迦 長楽寺本尊明王宝永

七年八月開帳、 今年三十

三年ニ相當候、 依之当八月

御祈祷法會執仕度旨

朔日ゟ同十四日迄二七日開

願書付年寄衆江相達候処

願之通可申渡由三候条、 右日 数

致開帳、 晚七半時仕廻、 朝六時ゟ門をひらき 夜中参詣人

可為無用候、尤諸事作法

宜火之用心堅可有御申付候、

以上

壬戌

五月十九日

品川主殿(

菊池十六郎 (印)

青山将監 (印)

宝幢寺

はないが、こうした慢性的な財源不足を補うべく行われたのが開帳で江戸時代、自力での堂舎修覆が難しかったのは長楽寺に限ったことで

寺の触頭寺院である宝幢寺に宛てた文書である。この年は宝永七年(一ある。 [史料15] は、寛保二年(一七四二)に加賀藩寺社奉行が長楽

を朝六時(午前六時)から晩七半時(午後五時)までに限るよう命じ、二七日(一四日間)の開帳を許可するとともに、開帳に際しては時間七一〇)の本尊開帳から三三年にあたり、八月朔日から同一四日まで

三年に一回と定められていたが、延享三年(一七四六)や文政二年(一夜中の参詣人の禁止と火の用心を呼び掛けている。本尊開帳は原則三

を開くことを願い出ており、長楽寺が「開扉」による募財活動を行っ八一九)には三三年が経過しないうちに本尊を安置している厨子の扉

たことがわかる。

[史料 16]倶利迦羅本尊大坂出開帳に付書状

No. 62

之節御座候処、各様愈以飛札啓上仕候、寒汽

御安全奉大賀侯、然者其御元様

加賀御屋敷御出入候河内屋藤兵衛殿御本尊倶利迦羅山開帳之儀、

を以、場所之儀頼出ニ被来候間、

當地真言宗不動寺始講中

態々右藤兵衛殿指上御儀ニ御座伝無異義承出仕候、依而此度

可被成下候、恐々謹言委細同人を可申上候条、御示談

大阪

不動寺(印

+

月廿

日

講中(印

倶利伽羅山

加

講中 様

下りなかったが、出開帳先(大坂)の世話人の動向を伝える貴重な史まれる出開帳関係文書は本文書一点のみであり、結果的に藩の許可は が確認できるため、嘉永五年の文書と判断した。内容は、 楽寺の大坂出開帳は天保五年(一八三四)と嘉永五年(一八五二) 明治以降の文書のように思えるが、 このたび藤兵衛殿がわざわざ長楽寺へ上ることになったので、 出開帳申請がなされており、 藤兵衛殿とご示談いただきたい。」というものである。長楽寺文書に含 ついて依頼に来られたので、大坂不動寺はじめ講中は異議なく承った。 させて行う開帳のことをいう。差出に「大阪」とあるので一見すると とは本尊を寺院内で開帳する居開帳に対して、 「史料 の開帳については、 16]は倶利迦羅本尊の大坂出開帳に関する書状である。 加賀屋敷に出入がある河内屋藤兵衛殿が場所に 嘉永五年の一連の記録の中に本文書の写 加賀藩寺社方の記録によれば、長 本尊を他の場所へ移動 「倶利迦羅本 委細は 出開帳 に

4 街道関係

藩主の小休所としての役割も担っていた。長楽寺の門前には茶屋が備 えられており、幕府の巡検上使や参勤交代で街道を往来する大名たち、 般 の旅人たちの休息の場にもなっていたのである。 賀・越中の国境の街道筋にある長楽寺は、単なる祈祷所ではなく、

> |史料 17 御参勤に付開帳差延 审 -渡状 Ño. 70

追而俱利迦羅

開帳之砌

差延候様 御参勤之御様子三候者 三可被申渡候

以上、

八月五日 永原左京

印

優先されるため、 長楽寺の開帳の時に藩主が参勤するようであれば、 害にもなったようだ うに命じた文書である。 [史料17]は寺社奉行の永原左京が長楽寺の触頭寺院である宝幢寺に 寺院が街道筋にあることは開帳を実施する上では障 開帳よりも藩主の参勤に際しての奉仕の方が 開帳を延期するよ

日

[史料

18

筑前守様御小休に付申渡状

Ño.

71

筑前守様四月十一

史料

19

御室御所往来手形

No.

79

加賀國倶利迦羅山

文書(目録10.72)からうかがい知ることができる。

次に、参勤交代以外の街道関係文書を紹介する。

幕末には急な参勤・上洛があったことが安政四年(一八五七)三月の 命じた文書である。いずれも発駕の約二ヶ月前に発給されているが、

於貴寺 江戸表被遊 御小休被 御発駕

無之様ニ与存候、右得 遊候間、諸事御差支

御意度如斯御座候、以上

巳

二月八日 沢村恒次郎 印

長楽寺

右

當御所御用二付、上京之処、 先ッ致帰国候条、道中

并船川渡泊等之所々

往来共、人馬入用之節

無滞之様申上宜預取斗候也

御室御所

辰六月 森 弾正

印

村上内蔵之助 印

国に際して、江戸詰会所奉行の沢村恒次郎が長楽寺に御小休の手配を(ヨン 寧の時期のものだけが残っている。[史料18] は筑前守様=慶寧の帰 藩主の御小休に関する藩からの文書は、幕末の一三代斉泰・一四代慶

神原主計 印

香山三河介(印

右道中筋

船川渡役人中 宿々問屋

村々

長楽寺

伴僧三人 下部壱人

ために上京していたこと、 本文書を含めて二点伝わっており、 「史料 たことがわかる。 .屋・船川渡役人・村々役人に宛てられている。こうした往来手形は iの御室御所 (仁和寺) の役人から出された往来手形で、道中筋の宿 19]は、長楽寺の伴僧三名が下部一人を連れて上京する際に京 道中の人馬の手配などを仁和寺が保証して 長楽寺の僧侶が御室御所の御用の

(5) 土地・その他

考えられる彩色の絵図 次のようなことが記されている。 政策により長楽寺が廃寺となったことは先にも述べたが、明治五年(一 八七二)に長楽寺最後の住持であった十握喬氏によって作成されたと 最後に、明治期の史料について触れておく。明治新政府の神仏分離 (目録No. 82) が残っている。 絵図の左下には

社地境内

建替建物・石壇・ 本社・摂末社・中門・随神門・惣門等 栅 ・外囲ニ至迄

従来旧領主普請所ニ御座候

依之仮繪圖面相調上之候、 以上

倶利伽羅 屲 社

喬

壬申二月

である。 など、藩政末期の長楽寺の姿を伝える情報が多く記載されており貴重 等を把握するために提出させた絵図の控えであろう。この図面には宗 消されている。絵図面の提出先は不明であるが、明治四年(一八七一) この文章に続けて、 教施設だけでなく、 の廃藩置県後に作成されているので、石川県が旧長楽寺の寺領や建 山林や道、 ほぼ同内容のことが記されているが、 国境、 石段、 井戸、 栅、 神龍池、 線を引いて

が残っているが、その他の近代文書は確認できなかった。 省大臣に国有森林の下げ戻しを申請した際の書類の綴り 三二年(一八九九)に十握來三郎と倶利伽羅村長の中農長蔵が農商務 沢市寺町)が長楽寺の仏像を譲渡された際の証書 この他、 明治期の文書としては、 明治六年 (一八七三) に宝集寺 (目録No. 67)、 (目録No. 明治 81

註

- 倶利迦羅の地名は 山号と同じ「倶利迦羅」で表記を統 在、地名では「倶利伽羅」の漢字が用いられているが、本文中では原則 などさまざまな漢字が用いられており、必ずしも統一されていない。現 ある。本文書においても「倶利伽羅」、「倶利迦羅」、「倶利加羅」、「栗柄 「倶利迦羅龍王」に因んでおり、もともと仏教用語で
- 高山精一『倶利伽羅山を復興した とめた名僧で、寺院名を「長楽寺」から「不動寺」に改めた人物でもあ 金山穆韶氏は元高野山大学学長、 高野聖 金山穆韶』 高野山金剛峰寺管長をつ (若草書房、

2

- 3 浅香年木「倶利迦羅手向神社と長楽寺」(『津幡町史』、 九七四年) 津幡町役場、
- 4 高山精一『歴史秘話 倶利伽羅峠』 (能登印刷、 一九八八年)。
- 5 高山氏前掲書(註4)に「倶利迦羅長楽寺関係史料目録」が掲載されて 関連史料を網羅的に紹介するものである。 いる。これは長楽寺文書の目録ではなく、 長楽寺文書の一部とその他の
- 7 6 長楽寺文書は、 手形一通(N.81)は紙の継目の糊がはがれていたせいか茶封筒に収めら 筥に畳んだ状態でぎっしり詰め込まれていた。このうち、 寺縁起」によれば、 とある。箱を修補した年月日は記されておらず、また歴代住持の系譜が れていた。なお、箱の身の内側底面に朱書で「栗柄 長楽寺觀雅修補之」 る善無畏三蔵 「倶利迦羅長楽寺縁起」 幅一七 (六三七-長楽寺は養老二年 (宝集寺本) および近世の刷物の ―七三五) が来日した際に長楽寺を開いたとする。 二㎝×奥行四六.二㎝×高さ一一.二㎝の御印 (七一八) に真言八祖の一人であ 「倶利迦羅長楽 御室御所往来
- 8 前掲註3二四〇~二四五頁。古縁起の方は長楽寺草創伝承を中心とする る。 興の経緯を詳述することに重点を置いている、と浅香氏は評価されてい のに対し、新縁起は草創縁起を記しながらも慶長以後の前田家による再 存在も不明である。 不明なため、現時点では年代を特定することは困難である。 現在、 宝集寺では縁起が確認できず(二〇一六年調査)、 新縁起の
- 9 前掲註3二四五~二五〇頁
- 10 前掲註3二四八頁。
- 11 「三州寺号帳」 掲載されている。 『加越能寺社由来 (金沢市立玉川図書館蔵、 上巻』(石川県図書館協会、 加越能文庫)。 一九七四年) なお、 に翻刻が 本文書は

- 12 金沢の卯辰山の明王院(真言宗)も愛宕権現をまつる寺院として加賀藩 卯辰明王院である 主前田家の祈祷所となっていた。本目録の№64の宛所に見える明王院は
- 13 すでに浅香氏が指摘されているように であることなどから、 本文書は江戸時代に作成された偽文書と判断され (前掲註3)、 書体が近世のもの
- 14 図録『城下町金沢は大にぎわい!』の六○頁参照)。 整理室より不動寺に寄贈された「倶利迦羅長楽寺縁起」 長楽寺の廃絶後、 て作成されたものと考えられる (写真は当館の平成二八年度秋季特別展 幡町倉見の専修庵に譲られた阿弥陀如来像は平成二五年不動寺に返還 渡されたため、 に一覧が示されている。 (一九八八) 時点での仏像の所在地については、高山氏前掲書 また、平成一七年(二〇〇五) 同寺の文化財は分散して保管されている。このうち、 仏像類は金沢市の宝集寺や小矢部市の医王院などに譲 に兵庫県の豊岡市立図書館史料 なお、 は、 昭和六三年 註 津
- 15 高山精一『倶利迦羅の峠茶屋』(謄写刷)。杉本晴介「加賀藩倶利伽羅村 の社会生活―俵屋久兵衛家文書を中心にして―」(『日本海地域史研究 輯 文献出版、一九八〇年)。
- 16 この文書に記されている銘文が書かれた棟札は現存しておらず、 作為的に残されたものと考えられる。 代の長楽寺再興の折、 源頼朝の保護を得たという由緒を裏付けるために 江
- 17 長楽寺旧蔵の大般若経は明治期に観音寺 している(二〇一五年調査) (小矢部市) に譲渡され、
- 18 『津幡町史』 (前掲註3) 一月十日の年頭巻数返礼状は今回の調査では確認できなかった。 五 三良 で紹介されている利長の文書六通のう
- 19 「長楽寺直触に付寺社奉行へ申渡状写」(目録 No 6) には「倶利迦羅長楽

四一頁)。 中、前田利長が寺領を寄せ、再興した」旨が記されている(前掲註3二中、前田利長が寺領を寄せ、再興した」旨が記されている(前掲註3二州倶利迦羅山不動尊縁起」(旧十握家本)では、「僧秀雅のとき、慶長年州倶利迦羅山不動尊縁起」(旧十握家本)では、「僧秀雅のとき、慶長年側行之節、御立寄等之御由縁茂有之に、其以来時々御祈祷被 仰付、暨中納言様御

(20) 前掲註3二五三頁

(31) 俵屋文書 (整理番号Q.1.1)。以下、少し長いが冒頭部分の翻刻を

乍恐申上候

御尋被為遊御先立御案內仕、夫ゟ 用罷出候処、其節御水御用之由被為 仰付、則御水奉指上候、其上所々等大納言様越中江 御出陣被為遊候節、私先祖久兵衛与申者、御道筋掃除為御私家先年者往還ゟ南之谷ニ住居仕罷在候処天正年中之頃

大納言樣諸役 殿様私家江両三度 下役儀相勤候様被仰付、 罷出候様被為 先祖久兵衛儀御道案內二被 役懸リ物等多ク御座候、其上往来人抔不掛儀共申懸候得者、住居難仕由申 上候処、 御意候ニ付、 御上を左様之儀茂無之様に急度可被 御免之 仰付候二付、先祖久兵衛申上候者、往来江罷出候而者何廉 御腰被為掛候而、 今以居住仕候、 御高札被為下、其上奧村伊豫守様御添紙面御指添被 往来ニ家作被為 召連御供仕候節、奥村伊豫守様を以往来筋圧 依而右等之次第申上候間、 其後越中筋江数度 仰付拝領仕、 仰付之旨被 御出被為遊候節 永々住居仕候由被 仰渡候、依之 宜敷御披露奉

| 四月||

一个 一种奉行所 一种 一种 一种 一种

倶利加羅町

久兵衛

(22) 俵屋文書(整理番号 Q. 1. 4)

- (23)「高岡城造営地祭に付書状」(尊経閣文庫所蔵)。『前田利長展』(高岡市 、一九九九年)に翻刻が掲載されている。これは慶長一四年五月、利 市、一九九九年)に翻刻が掲載されている。これは慶長一四年五月、利 長から神尾図書之直に宛てた書状で、高岡城の地鎮祭を倶利迦羅明王院 長から神尾図書之直に宛てた書状で、高岡城の地鎮祭を倶利迦羅明王院 で、一九九九年)に翻刻が掲載されている。これは慶長一四年五月、利 のである。 では、金龍教英「前田利家・利長発給文書については、金龍教英「前田利家・利長発給文書については、金龍教英「前田利家・利長発給文書については、金龍教英「前田利家・利長のである。 「高岡城造営地祭に付書状」(尊経閣文庫所蔵)。『前田利長展』(高岡市
- (25) 杉本氏前掲論文(註15)。二〇一六年)参照。
- (26)「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)によれば、渡部市兵衛は(26)「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)によれば、渡部市兵衛はなってしまったという。斎藤長兵衛安次は、延宝五年(一六七七)に定本御馬廻御番頭に任じられている。 番御馬廻御番頭に任じられている。
- (27)「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。
- 録は確認できないが、近藤右内は宝永七年(一七一〇)に前田市正の与(28)「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。池田七兵衛に関する記

ました。ここに記してお礼申し上げます。

兼役となった。行支配方取次、寛保三年(一七四三)二月に寺社方取次定役并明地代官力を配方取次、寛保三年(一七四三)二月に寺社方取次定役并明地代官力に知行一〇〇石で召し出され、享保一九年(一七三四)二月に寺社奉

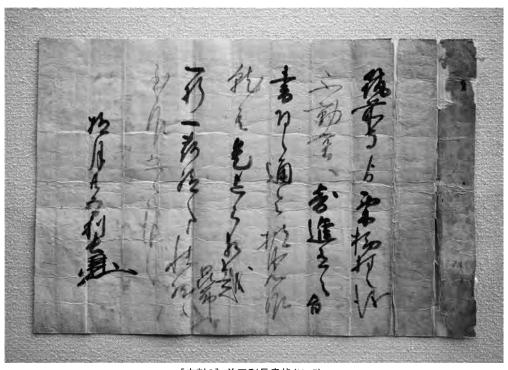
- (29)「前田利常寄進状」(№24、[史料9])。
- (2)可忖屋綦氏衛こつ、てよ、「ゴ可忖屋綦兵衛と申胥、即國午出臣之皆三元と略す。 と略す。 (3)「開帳旧記・宝物弘通旧記」(金沢市立玉川図書館蔵)。以下「開帳旧記」
- 記」)とある。 、第山不動を格別信仰=仕り、毎年代参等相立申義ニ御座候」(「開帳旧人當山不動を格別信仰=仕り、毎年代参等相立申義ニ御座候」(「開帳に出て、大坂御屋敷御買手方御用聞之町人ニ御座候、此(32)河内屋藤兵衛については、「右河内屋藤兵衛と申者、御国許出生之者ニー
- (33) 「開帳旧記」。
- 所奉行であることなどから、同一人物と判断した。門と見えるが、経歴や同様の文書の差出人である前田清九郎も同じく会(34)「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。由緒帳には沢村恒右衛

(付記)

査にあたっては、金沢市立玉川図書館近世史料館の職員の方々にお世話になり寿氏、津幡町の俵久雄氏、芝田悟氏のご協力を得ました。また、関連史料の調今回の古文書調査にあたっては、不動寺住職五十嵐光峯氏、同寺務長髙橋政



[史料2] 前田利長書状(No.3)



[史料3] 前田利長書状(No.5)



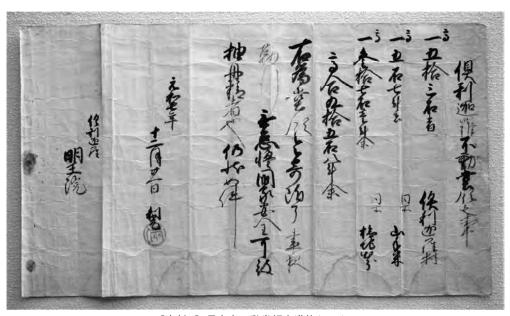
[史料4] 加賀藩年寄衆連署奉書(No.6)



[史料5] 前田利常書状(No.11)



[史料6] 前田綱利書状(No.21)



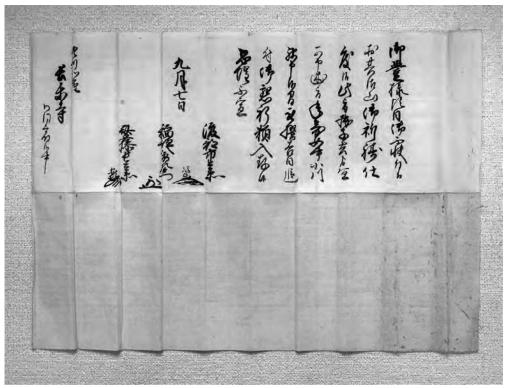
[史料8] 長楽寺不動堂領寄進状(No.9)



[史料9] 前田利常社領寄進状(No.24)



[史料10] 加賀藩御算用場覚書(No.25)



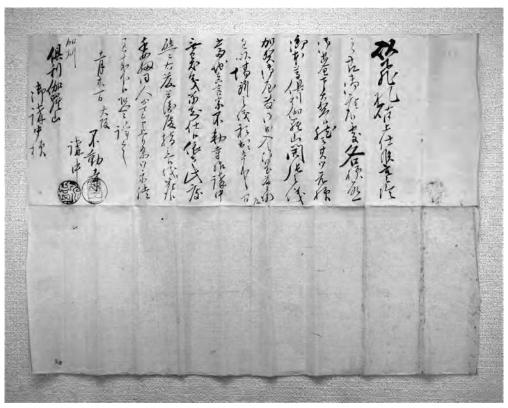
[史料11] 御豊様病気平癒祈祷に付書状(No.28)



[史料14] 長楽寺再建に付願状(No.52·前半部分)



[史料15] 倶利迦羅本尊開帳に付縮方申付状(No.53)



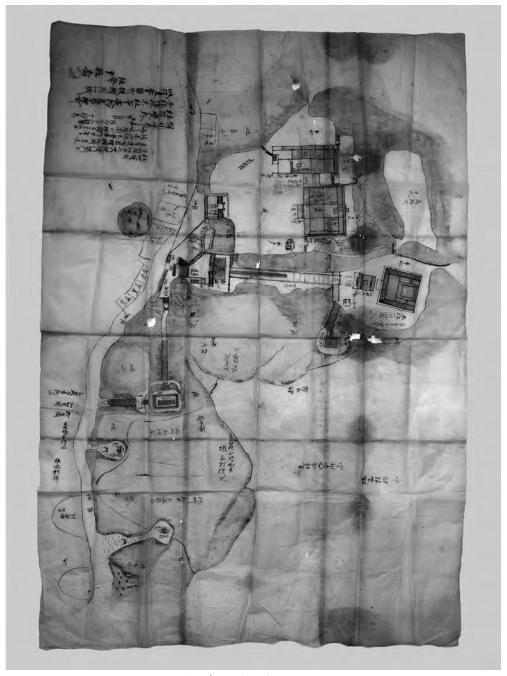
[史料16] 倶利迦羅本尊大坂出開帳に付書状(No.62)



[史料18] 筑前守様御小休に付申渡状(No.71)



[史料19] 御室御所往来手形(No.79)



俱利迦羅山社頭絵図(No.82)

倶利迦羅長楽寺文書目録

(凡例)

- 1 本目録は、不動寺所蔵の「倶利迦羅長楽寺文書」を調査し作成し
- 2 史料は内容・数量に応じて分類し、原則として年代順に配列した。
- 4 年代はアラビア数字を用いた。推定年代については()内に年宛名とした。 宛名とした。 資料番号、資料名、年月日、形態、点数、差出・
- を付した。差出・宛名のいずれも記載がない場合は「こ」で示し、差出・宛名が端裏上書や印判によって明らかになる場合は、()

宛所がない場合は(宛所欠)などと記載した。

5

代やおおよその時期を示した。

田家編輯部、一九三六年)の表記にしたがい、「黒印・長盛」のよ藩主の印判のうち、印文が分かるものは、『加賀藩史料 編外』(前墨色や茶色のような不明確な色の印については、「印」と表記した。即判について、明らかに朱・黒と分かる印は「朱印」・「黒印」、薄

6

表した。
虫損・汚損・破損などにより判読不能の部分は、□・[] などで

7

うに色に続けて示した。

倶利迦羅長楽寺文書目録

2	淡型	400	見渡	Ψ *	ř Io	# = 0 %	¥
	藩主・重臣、寺領関係	ì	7.00	3	ŝ	I è	
1	前田利長黒印状	日9日正	竪紙	1	36.3 cm×53.3 cm	利長(黒印・長盛)→(くりから明王院)	年頭祝儀のお礼
2	前田利長黒印状	5月14日	竪紙	1 歩	36.5 cm×54.2 cm	利長(黒印・長盛)→(明王院)	祈祷札巻数等のお礼、不動堂 等の建立
ω	前田利長書状	日5日 日71	竪紙	1	$36.3\mathrm{cm} \times 52.4\mathrm{cm}$	利長 (花押) → (くりから明王院)	歳暮の祝儀のお礼
4	前田利長黒印状	日2月 23日	竪紙	1 渉	$36.0\mathrm{cm} \times 48.1\mathrm{cm}$	利長 (黒印・秀) → (くりから明王院)	歳末の祝意のお礼
ъ	前田利長書状	極月 25 日	竪紙	1 点	35.3 cm×52.5 cm	利長(花押)→(明王院)	利常による不動堂への寄進 昆布のお礼
6	加賀藩年寄衆連署奉書	慶長 16 年(1611)5月 27日	継紙	1点	$40.0\mathrm{cm} \times 79.0\mathrm{cm}$	篠原出羽守―孝(花押)・奥村河内守栄明(花押)・横山々城守長知(花押)→栗柄明王院	筑前守様立願により不動堂・二王堂を建立することについて
7	前田利光寄進状	慶長16年(1611)12月18日	竪紙	1点	40.3 cm×57.3 cm	利光(花押)→倶利迦羅明王院	米53石と山手銭11俵2斗を 不動堂に寄進
00	前田利光書状	閏12月15日(元和6年、1620)	折紙	1点	39.8 cm×56.0 cm	松筑前利光(花押)→倶利迦羅明王院尊報	火事見舞(御札等)のお礼
9	長楽寺不動堂領寄進状	元和7年(1621)12月21日	継紙	1点	39.8 cm×68.3 cm	利常(印・満)→倶利迦羅明王院	
10	禁制写	寛永 15 年(1638)10 月朔日	—	1	32.1 cm×44.0 cm	横山々城守(花押写)・本多安房守(花押写) →長楽寺	
11	前田利常書状	12月17日 (寛永 20年、1643)	折紙	1点	40.1 cm×56.5 cm	肥前利常(花押)→俱梨加羅山長楽寺	犬千代誕生の祝儀のお礼
12	前田利常黒印状	6月15日	竪紙	1 点	34.1 cm×36.2 cm	利常(黒印・蝶之印)→越中倶利伽羅長楽寺	留守中祈祷の御札等のお礼
13	前田利常黒印状	12月27日	竪紙	1点	$34.8~\mathrm{cm} \times 50.1~\mathrm{cm}$	利常(黒印・蝶之印)→長楽寺	祈祷御札等のお礼
14	前田利常書状	9月5日	竪紙	1 点	51.5 cm×44.2 cm	利常(花押)→倶利伽羅山長楽寺	当月祈祷の御札等のお礼
15	前田利常黒印状	10月24日	竪紙	1	35.2 cm×51.6 cm	中納言利常(黒印・蝶之印)→長楽寺	祈祷の御札等のお礼

31 徐	30 徐	29 徐	28	(2) 祈	27 🕏	26 貨	25 л	24 前	23 前	22 前	21 前	20 前	19 椿	18 前	17 自	16 前
御姫様祈祷札に付返書	御姫様祈祷に付白銀寄進状	御姫様入輿祈祷申付状	御豊様病気平癒祈祷に付書状	祈祷	長連起書状	具利伽羅村・長楽寺地堺絵図	加賀藩御算用場覚書	前田利常社領寄進状	前田綱利書状	前田綱利書状	前田綱利書状	前田綱利書状	横山長知書状	前田利常黒印状	前田利常書状	前田利常書状
2月12日	2月8日	9月晦日	9月7日		5月4日	寛保3年 (1743)	癸亥 (享和 3 年、1803) 10 月 日	寬文3年(1663)11月28日	3月5日	2月13日(明暦3年、1657)	11月3日 (明暦2年、1656)	6月19日(承応3年、1654)	5月26日	3月28日	正月 26 日	正月 12 日
続紙	続紙	継紙	切紙		折紙	※図	継紙	竪紙	折紙	折紙	折紙	切紙		竪紙	折紙	切紙
1	1	1	1 海		1 派	1点	1	1 点	1 点	1 点	1	1 点	1 渉	1	1 派	1
17.1 cm×53.3 cm	17.6 cm × 49.0 cm	$16.6~\mathrm{cm} \times 53.0~\mathrm{cm}$	15.8 cm×45.5 cm		$34.8~\mathrm{cm}\times50.3~\mathrm{cm}$	$47.0~\mathrm{cm} \times 64.7~\mathrm{cm}$	$30.2~\mathrm{cm} \times 58.5~\mathrm{cm}$	$35.6\mathrm{cm}\times57.8\mathrm{cm}$	$39.2~\mathrm{cm} \times 56.1~\mathrm{cm}$	$40.1\mathrm{cm}\times56.6\mathrm{cm}$	39.8 cm×56.3 cm	$19.7~\mathrm{cm} \times 47.2~\mathrm{cm}$	$34.4\mathrm{cm} \times 49.8\mathrm{cm}$	$35.3~\mathrm{cm} \times 51.5~\mathrm{cm}$	$39.3~\mathrm{cm} \times 55.1~\mathrm{cm}$	$19.5\mathrm{cm} \times 46.5\mathrm{cm}$
福嶋武左衛門(花押)→長楽寺	永井中務(花押)・福嶋武左衛門(花押)→長 楽寺御住寺様	伊藤平右衛門(花押)・永原左京 不有合→倶 利迦羅長楽寺	渡部市兵衛次宗(花押)・稲垣八郎左衛門(花 押)・斎藤長兵衛安次(花押)→倶利加羅長楽 寺御同宿御中		長連起(花押)→長楽寺回例		御算用場(印・算用場)→倶利迦羅長楽寺	(利常) →倶利迦羅長楽寺	加賀守綱利(花押)→倶利迦羅長楽寺	加賀綱利→倶利迦羅長楽寺	加賀綱利(花押)→倶利迦羅長楽寺	加賀少将綱利→倶利迦羅長楽寺	横山々城守長知(花押)→(宛所欠)	中納言利常(黒印・蝶之印)→倶利伽羅長楽寺	肥前利常(花押)→倶利加羅山長楽寺	中納言利常(花押)→倶利伽羅明王院
					覆盆子のお礼		紙継目にも御算用場印あり	印2ヶ所あり(いずれも印文 「満」)	祈祷の御札等のお礼	火事見舞いのお礼	清泰院死去につき飛脚のお 礼	中納言が立ち寄った際に銀 子拝領したことについての お礼	中納言祈祷のこと	使僧・薯蕷のお礼	年頭祝儀のお礼	年頭祝儀のお礼

47			46 五榖成就祈祷申付状	45 教千代様不例	44 頴姫様より御	43 頴姫様御安泰祈祷申付状	42 公方様厄年に付出仕申付状	41 公方様厄年に付祈祷申付状	40 公方様厄年に付祈祷申付状	39 中将様厄除祈祷申付状	38 御姫様祈祷に付御封指越状	37 祈祷目録	36 御姫様御容体に付書状	35 御姫様祈祷に	34 御姫様不例に付祈祷申付状	33 御能に付出府申付状	32 御姫様御快全
申付状		申付状	申付状	教千代様不例に付祈祷申付状	頴姫様より御最花銀並びに常燈寄進 に付銀三枚施入状	祈祷申付状	付出仕申付状	付祈祷申付状	付祈祷申付状	祷申付状	付御封指越状		に付書状	御姫様祈祷に付衣類請取申付状	付祈祷申付状	申付状	御姫様御快全に付祈祷礼状
II (X)	巳2月16日 (安政4年, 1857)	午3月朔日(文化7年、1810)	正月 16 日	正月 22 日(安永 9 年、1789)	4月7日	4月晦日	寬延4 (1751) 未2月26日	(寛延4年2月26日)	(寛延4年)2月	11月11日	10月20日	_	9月14日	9月14日	9月13日	2月16日	2月15日
	続紙	切紙	続紙	続紙	続紙	続紙	続紙	続紙	続紙	続紙	続紙	切紙	折紙	続紙	続紙	切紙	続紙
	1	1 泗	1 泗	1	1 泗	1	1 海	1 点	1	1 点	1 海	1 点	1 海	1	1	1 油	1 沙
	$15.8~\mathrm{cm} \times 59.0~\mathrm{cm}$	$19.8~\mathrm{cm} \times 50.0~\mathrm{cm}$	$15.6~\mathrm{cm} \times 52.5~\mathrm{cm}$	17.1 cm×81.7 cm	$17.6\mathrm{cm} \! imes \! 56.2\mathrm{cm}$	$17.6\mathrm{cm} \times 56.3\mathrm{cm}$	$17.3\mathrm{cm}\times26.7\mathrm{cm}$	$17.0~\mathrm{cm} \times 28.9~\mathrm{cm}$	$17.9~\mathrm{cm} \times 50.2~\mathrm{cm}$	$17.3\mathrm{cm}\times70.0\mathrm{cm}$	$16.0\mathrm{cm} \times 37.6\mathrm{cm}$	$16.7~\mathrm{cm} \times 25.5~\mathrm{cm}$	$32.4~\mathrm{cm} \times 45.3~\mathrm{cm}$	$15.9~\mathrm{cm} \times 66.5~\mathrm{cm}$	$17.5\mathrm{cm} \times 49.7\mathrm{cm}$	$17.2~\mathrm{cm} \times 40.4~\mathrm{cm}$	17.5 cm×53.6 cm
	山崎七郎左衛門(黒印)→倶利迦羅長楽寺	中川清六郎(印)→倶利迦羅長楽寺	前田修理(印)→倶利迦羅長楽寺	三田村内匠(印)→倶利迦羅長楽寺	池田善左衛門(花押)・永原忠兵衛(花押)→ 長楽寺御住寺	福嶋武左衛門	横山木工(印)→倶利伽羅長楽寺	1	1	長楽寺→山崎庄兵衛様	福嶋武左衛門(黒印)→長楽寺	1	春野→(宛所欠)	永井中務(花押)→倶利賀羅山長楽寺	永井中務(花押)→長楽寺御住寺様	池田七兵衛(花押)・近藤右内(花押)→倶利 迦羅長楽寺	福嶋武左衛門(花押)・永井中務(印)→長楽 寺
				教千代は前田斉敬(重教二 男)		頴姫は重教二女	9 代将軍家重大厄	9 代将軍家重大厄	9 代将軍家重大厄			浄珠院様御祈願之趣					

81	(5)	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	(4)	69	68	67
國有森林下戻申請書	土地・その他	御室御所往来手形	御室御所往来手形	御小休ヶ所への下賜品に付覚書	中納言様御小休に付申渡状	御小休に付申渡状	御小休に付申渡状	御小休に付申渡状	御小休に付申渡状	筑前守様御小休に付申渡状	筑前守様御小休に付申渡状	御参勤に付開帳差延申渡状	街道関係	長楽寺直触に付寺社奉行へ申渡状写	倶利迦羅本尊開帳に付開帳札調直申 付状	長楽寺尊像請取証
明治32年(1899)4月20日		未4月	辰6月	I	丑 4 月(慶應元年、1865)	成閏8月29日(文久2年、1862)	7月	2月	8月28日(安政6年、1859)	巳3月10日 (安政4年、1857)	巳2月8日 (安政4年、1857)	8月5日		5月	8月29日	明治6年(1873)4月
こより綴		続紙	継紙	切紙	続紙	続紙	均紙	切紙	続紙	続紙	続紙	切紙		続紙	続紙	続紙
1 in		1 沪	1 %	1 ኈ	1 in	1 泗	<u></u> 加	1 洫	1 in	1 泗	1 酒	1		1 泗	<u></u> 归	12
27.2 cm × 19.8 cm		18.0 cm × 73.0 cm	18.1 cm × 76.0 cm	16.3 cm × 45.6 cm	16.2 cm × 64.7 cm	15.2 cm × 32.2 cm	17.1 cm × 46.4 cm	17.2 cm × 28.2 cm	15.7 cm × 48.5 cm	$17.3~\mathrm{cm} \times 50.4~\mathrm{cm}$	17.4 cm × 49.0 cm	16.8 cm × 30.0 cm		$17.2~\mathrm{cm} \times 114.0~\mathrm{cm}$	17.0 cm × 46.7 cm	17.8 cm×59.1 cm
十握來三郎(朱印)・石川縣河北郡俱利伽羅村 長 中農長蔵(朱印)→農商務省大臣 曾禰荒 介殿		御室御所 吉田尾張介(黒印)・山崎近江介(黒印)→右道中宿々問屋・村々役人中・船川渡(以下欠)	森弾正(黒 原主計(黒印 筋宿々問屋・	 	横山他十郎(黒印)→	不破作之丞(黒印)→倶利伽羅長楽寺	前田清九郎(黒印)→長楽寺	前田清九郎(黒印)→長楽寺	前田清九郎(黒印)→長楽寺	沢村恒次郎(黒印)→倶利加羅長楽寺	沢村恒次郎(黒印)→長楽寺	永原左京(黒印)→宝幢寺		ı	近藤右内・山崎兵左衛門・三井喜兵衛・池田七 兵衛→宝幢寺	加賀国第八區野田寺町 寶集寺 (黒印) 眞惠 (花 引押) →倶利伽羅山 従前長楽寺 本主
				端裏あり	斉泰の上京	筑前守様御国入	8月23日発駕(斉泰)	当春発駕(斉泰)	9月11日発駕 (斉泰)	5月2日江戸発駕(慶寧)	4月11日発駕 (慶寧)					(裏面紙継目に實集寺黒印あり)

	83	82
	棟札銘文写	倶利迦羅山社頭絵図
	(江戸時代)	壬申2月(明治5年、1872)
	—無	於図
₩ 83	1 :::	1 点
3	25.4 cm × 36.2 cm	. 点 79.0 cm×114.0 cm 社務
	I	社務 十握喬